
地域包括支援センターにおける 常勤換算法実施マニュアル

橿原市 福祉部 長寿介護課
— 令和7年度版 —

地域包括支援センターの人員配置について

地域包括支援センターは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設である。橿原市は地域包括支援センター北エリアと南エリアそれぞれ3職種3チームで設置している。

地域包括支援センター職員の資格要件等について

① 保健師その他これに準ずる者

原則は保健師とする。保健師に準ずる者は、地域ケア・地域保健等に関する業務経験のある看護師とし、准看護師は含まないものとする。また、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者とする。

② 社会福祉士その他これに準ずる者

原則は社会福祉士とする。社会福祉士に準ずる者は、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務経験が3年以上ある者とする。なお、準ずる者の配置をした場合は、将来的に社会福祉士を配置すること。

③ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者

原則は主任介護支援専門員とする。主任介護支援専門員に準ずる者は、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者とする。なお、準ずる者の配置をした場合は、将来的に主任介護支援専門員を配置すること。

【常勤換算法実施の考え方について】

《常勤換算法の目的》

市が委託する地域包括支援センターは、常に人員を不足させることなく業務を遂行することを必須としている。原則は、常勤職員で体制を整備できれば良いが、昨今の人員不足を鑑みて、欠員をさける為に下記のようにルールを定める。

1. 地域包括支援センターからの人員配置緩和に関する申出書の提出をうけて長寿介護課で事前協議を行い、決裁をあげる。

① 協議内容

- ア. 常勤換算法によって配置しようとする職種、期間
- イ. 今後の雇用計画
- ウ. 常勤換算法によって配置する非常勤職員とその職員の勤務予定時間
- エ. 非常勤職員の支援体制、常勤職員との情報共有、引継方法、責任体制の確認
- オ. その他協議が必要な項目

2. 決裁が下りたら、申請書の写しを地域包括支援センターへ渡す。申請書に記載する期間の開始日から対応可能とする。

※常勤換算の申請期間の開始日は、最短日は申出書の受付日とする。

※内規の範囲内で常勤換算法の対応可能

※内規の範囲を超えての常勤換算法が必要となる場合は要相談

地域包括支援センター（北エリア・南エリア）人員配置緩和に関する申出書

申 出 年 月 日	年 月 日
常勤換算方法の対象者	(氏名)
	(職種)
開 始 日	年 月 日
人 員 確 保 の 手 段	
配置する非常勤職員 について①	① (氏名)
	(職種)
	(勤務時間) 週 時間
配置する非常勤職員 について②	② (氏名)
	(職種)
	(勤務時間) 週 時間
配置する非常勤職員 について③	③ (氏名)
	(職種)
	(勤務時間) 週 時間

<p>① 非常勤職員の支援体制</p> <p>② 常勤職員との情報共有</p> <p>③ 日常業務の引継方法</p> <p>④ 責任体制について</p> <p>※具体的に職員の氏名を記載して説明する。</p>			
<p>※このほかに下記の資料を提出すること</p> <ul style="list-style-type: none">・ 人員確保に関する書類・ 常勤換算職員対象者の出勤簿・ 変更届出書・ その他必要書類	受 付 日		

決 裁 欄	課 長	課長補佐	係 長	担 当

地域包括支援センター委託料の返還にかかる欠員の定義

種別	定義	欠員の緩和基準	委託料の返還
病気休暇	業務外でかかった病気により就業できなくなった労働者に対して、一定期間の労働を免除する制度	長期休暇を合わせて1人目の取得者は休暇を75日まで取得可能とする。同時に2人目以降が取得する場合は休暇が30日迄取得可能とする。	長期休暇取得者の1人目は休暇の76日からは欠勤1日目とみなし、休暇の91日目（欠勤16日目）からは委託料の返還対象とする。同時に長期休暇を取得する場合、2人目からは休暇31日目から欠勤1日目とみなし、休暇の46日目（欠勤16日目）から委託料返金対象とする。
産前・産後休暇	出産を控えた女性や産後の女性が、一定期間仕事を休業できる制度	長期休暇を合わせて1人目の取得者は休暇を75日まで取得可能とする。同時に2人目以降が取得する場合は休暇が30日迄取得可能とする。	長期休暇取得者の1人目は休暇の76日からは欠勤1日目とみなし、休暇の91日目（欠勤16日目）からは委託料の返還対象とする。同時に長期休暇を取得する場合、2人目からは休暇31日目から欠勤1日目とみなし、休暇の46日目（欠勤16日目）から委託料返金対象とする。
介護休暇	労働者が要介護状態にある対象家族の介護や世話をするための休暇	1日単位の休暇は1日目から欠員と見なす。 時間休暇を続けて1か月以上取得する場合は、常勤換算職員とみなすため、職員配置が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●1日単位の休暇取得については、16日目から委託料の返金対象とする。 ●時間休暇（介護休暇・部分休暇）の場合は、介護休暇・部分休暇併せて複数名が取得する場合、欠勤となる時間数が土日祝を省き、1日の勤務時間を7時間45分とし、積算して15日を超える場合は欠員とし、実欠員時間数を委託料返金対象額とする。
部分休業	仕事と育児の両立を図るために、法人が認める子の年齢まで、1日の勤務時間の一部（2時間）、範囲で勤務しないことを認める休業	1日単位の休暇は1日目から欠員と見なす。 時間休暇を続けて1か月以上取得する場合は、常勤換算職員とみなすため、職員配置が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●1日単位の休暇取得については、16日目から委託料の返金対象とする。 ●時間休暇（介護休暇・部分休暇）の場合は、介護休暇・部分休暇併せて複数名が取得する場合、欠勤となる時間数が土日祝を省き、1日の勤務時間を7時間45分とし、積算して15日を超える場合は欠員とし、実欠員時間数を委託料返金対象額とする。
育児休業	原則3歳未満の子どもを養育するために取得することができる休業	1日目から欠員とみなす。	産前・産後休暇から引き続き育児休業に入る場合は1日目から返還対象とし、それ以外は、16日目から委託料返金対象とする。

※市で認める長期休暇とは、病気休暇と産前・産後休暇とする。

職員についての定義

常勤職員	7時間45分×5日＝週当たり38時間 45 分を満たしている
常勤換算職員	1 日7時間45分×該当月の実働日数 を満たしている

欠員と委託料返還対象 (例)

ケース	職員	種別	期間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	欠員 日数	返還対象					
				4月	5月	6月	7月	8月	9月		4月	5月	6月	7月	8月	9月
①	A	病休	4月06日～8月02日	118日間	休職75日	6月21日	7月6日	8月3日～出勤		28日						
						欠勤15日	返金対象									
		※長期休暇に該当する病休・産前産後休暇取得の1人目は90日休暇取得可 合計90日間														
②	A	病休	4月06日～8月02日	118日間	休職75日	6月21日	7月6日	8月3日～出勤		28日						
						欠勤15日	返金対象									
B	産前産後休	5月28日～8月31日	96日間	96日間	休職30日	欠勤15日	返金対象		9月1日～出勤	51日						
		※長期休暇取得者が重複している場合、2人目以降は30日まで休暇取得可 6月27日～7月11日まで 7月12日～返金														
③	A	介護休暇 一日単位で取得	4月18日～6月17日	60日間	4月18日	5月3日	6月17日			45日						
					欠勤15日	返金対象										
B	部分休業 一日単位で取得	5月28日～8月31日	96日間	96日間	5月28日	6月12日	6月12日			80日						
					欠勤15日	返金対象										
C	育休	5月28日～9月30日	125日間	125日間	5月28日	6月12日	6月12日			110日						
					欠勤15日	返金対象										
④	A	部分休業 時短1H	4月01日～9月30日	152日間	21日×1時間=21時間	20日×1時間=20時間	21日×1時間=21時間	22日×1時間=22時間	20日×1時間=20時間							
B	部分休業 時短2H	5月01日～9月30日	152日間	152日間	20日×2時間=40時間	20日×2時間=40時間	21日×2時間=42時間	22日×2時間=44時間	20日×2時間=40時間							
C	部分休業 時短3H	4月01日～8月31日	152日間	152日間	21日×3時間=63時間	20日×3時間=60時間	21日×3時間=63時間	22日×3時間=66時間	20日×3時間=60時間							
		合計：7月28時間 116時間15分を超えた分は 委託料返還対象 合計：7月28時間 116時間15分を超えた分は 委託料														

※ 上記以外の休暇や欠勤等が発生した場合は、週休日を除いてひと月に15日以上休暇を取得した場合に、16日目からは委託料の返還の対象となる。

改正

平成29年9月29日条例第23号

令和7年3月31日条例第17号

樫原市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 包括的支援事業 法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業をいう。
- (2) 地域包括支援センター 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。
- (3) 第1号被保険者 法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。

(包括的支援事業の基本方針)

第3条 地域包括支援センターは、次条第1項に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、介護保険の各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、介護保険の各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

(地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数)

第4条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数(地域包括支援センター運営協議会(樫原市執行機関の附属機関に関する条例(平成24年樫原市条例第23号)別表に規定する樫原市地域包括支援センター運営協議会をいう。以下「協議会」という。)が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員(介護支援専門員であって、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者(当該主任介護支援専門員研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。)から起算して5年を経過した者)にあっては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)をいう。)その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると協議会において認められた場合の当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

（適切、公正かつ中立な運営の確保）

第5条 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月29日条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員には、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第48号。以下「平成29年改正省令」という。）附則第2条第1項及び第2項の規定により介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員に該当することとなる者並びに平成29年改正省令附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる平成29年改正省令による改正前の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）（平成29年改正省令附則第3条の規定による改正前の介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第19号）附則第3条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する主任介護支援専門員を含むものとする。

附 則（令和7年3月31日条例第17号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

橿原市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例に基づく内規

令和7年4月1日

橿原市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例第4条について、地域包括支援センターがいかなる手段を取りつつも人員配置の不足を解消できない場合、かつ橿原市が地域包括支援センターの機能低下につながると判断した場合は、「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援等の方法に関する基準の一部を改正する省令」に基づき、橿原市と地域包括支援センターで職員配置の柔軟化について、協議を行うことができる。

第4条第1項については、下記のとおり緩和することができる。

- ①各職種のうち、3分の1の職員数は常勤換算法を利用することができる。
- ②常勤換算法に充てる非常勤職員は同職種で2名までとする。

第4条第2項については、現段階では適用不可ではあるが、状況によっては検討を行う。